

定 例 監 査 結 果 報 告 書

1 監査対象部署 にぎわい交流部

博物館，尾小屋鉱山資料館，本陣記念美術館，宮本三郎美術館，
市民ギャラリー「ルフレ」

2 監査実施日 令和3年6月25日

3 監査実施場所 監査委員室

4 監査の範囲 令和2年度の財務に関する事務及び事業の管理全般

5 監査の執行者 監査委員 小栗 厳

監査委員 表 靖二

6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料，関係する管理資料，申請書類及び執行
手続書類並びに台帳等の提出を求め，事務局職員により，その内容の閲覧，帳簿突合，質
問等の予備監査を行った。

また，監査当日は，にぎわい交流部長ほか関係職員の同席の下，所属長から監査資料に
基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに，質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が，関係法令に基づき適正かつ効率
的，合理的に行われているかを主眼として，監査を実施した。

監査の主な着眼点は，次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する指摘事項以外の予算執行状況，財産の管理状況，事務事業の管理状況，安
全対策及び前回指摘事項の項目については，おおむね良好に執行がなされているものと認
められた。事務処理上にわたる注意事項については，監査の過程において当事者に指導し
たので本書には省略した。

<宮本三郎美術館>

行政財産使用料において，算出方法及び調定期間に不適正なものがあった。行政財産使
用料徴収条例第3条，第4条及び第6条に基づき適正に事務処理されたい。

9 監査の結果に添える意見

<尾小屋鉱山資料館>

当施設は，日本有数の鉱山であった尾小屋鉱山の産業遺構と文化を後世に伝える貴重な

施設であり，旧坑道を利用した採掘当時の雰囲気を感じることができるマインロードは全国的にも珍しい。施設の魅力を広く伝えるためネット配信等による広報の充実を図るとともに，創意工夫により施設の魅力が更に高まることを望むものである。

マインロードは現在，安全確認のため閉鎖中であるが，再開にあたっては利用者の安全を十分に確保されるよう努められたい。

<博物館・美術館>

ア．博物館や美術館は市民が利用する施設であり，新たな企画運営や施設更新に向けた整備計画等においては市民の意見を反映させていくことが大切である。市民が適切に判断できるよう，維持管理や運営に係る経費・利用状況など施設の現状について明確にし，情報共有に努められたい。また，新しいアイデアなどの発想力が必要な際は，識者やクリエイターのほか若手の意見を聴くなど工夫を凝らし，よりよい博物館・美術館づくりに活かされたい。

イ．当市では，美術品購入基金が設置され長年にわたり積み立てられている。美術品の購入等については，専門家や有識者との協議の場を定期的に設け，そこで得られた意見を取り入れながら基金が計画的に有効活用されることを望むものである。